

## 別紙2 審査基準

岡山県環境負荷低減事業活動実施計画認定要領第3の1に規定する認定の審査基準は、次の1及び2の内容を満たすものとする。

### 1 共通基準

知事及び県民局長は、申請された実施計画の認定審査に当たっては、法第19条第5項及び法第21条第5項並びに基本方針に則して行うものとし、具体的には、次に掲げる事項を勘案して判断すること。

#### (1) 環境負荷低減事業活動実施計画

- ア 目標及び環境負荷低減事業活動の内容が、具体的かつ環境負荷の低減への寄与の観点から明確であって、同意基本計画の内容と整合的であること。  
また、目標が実現可能なものであること。
- イ 環境負荷低減事業活動を実施するために適切な実施期間が設定されていること。
- ウ 経営面積の概ね2分の1以上の面積で環境負荷低減事業活動に取り組む、環境負荷低減事業活動に係る農作物の作付面積が当該農作物と同じ種類の農作物の作付面積の概ね2分の1以上を占めているなど、農林漁業者の経営状況等に照らして当該事業活動に相当程度取り組む見込みであること。
- エ 環境負荷低減事業活動に伴う労働負荷又は生産コストの増大への対処、農林水産物の付加価値の向上等、農林漁業による所得の維持又は向上を図り、経営の持続性の確保に努めていること。
- オ 導入する設備等が、目標及び環境負荷低減事業活動の内容と整合のとれた種類及び規模となっていること。
- カ 環境負荷低減事業活動を実施するために必要な資金の額が設定されており、また、その調達方法が適切であること。
- キ 人員、経営状況などの事業者の体制や役割分担、関係者との連携状況等からみて環境負荷低減事業活動が確実に実施できるものとなっていること。
- ク 環境負荷低減事業活動の実施により低減が見込まれる環境負荷以外の種類の環境負荷を著しく増大させるなど、認定にふさわしくない特段の事情がないこと。
- ケ 法第23条から第30条までの特例、法及び租税特別措置法に基づく課税の特例のいずれかの措置を活用する場合にあっては、それぞれの措置の適用条件を満たしていること。
- コ 法第23条から第27条までの特例、法及び租税特別措置法に基づく課税の特例のいずれかの措置を活用する場合は、技術内容の追加・変更等により、環境負荷低減事業活動に取り組む面積の拡大を図る等の目標が設定されていること。

#### (2) 特定環境負荷低減事業活動実施計画

- ア 目標及び特定環境負荷低減事業活動の内容が、具体的かつ環境負荷の低減への寄与の観点から明確であって、同意基本計画の内容と整合的であること。また、目標が実現可能なものであること。
- イ 特定環境負荷低減事業活動を実施するために適切な実施期間が設定されていること。
- ウ 基本方針第三の1に基づき、集団又は相当規模で行われ、地域における環境負荷の低減の効果を高める取組と認められること。
- エ 経営面積の概ね2分の1以上の面積で特定環境負荷低減事業活動に取り組む、特

定環境負荷低減事業活動に係る農作物の作付面積が当該農作物と同じ種類の農作物の作付面積の概ね2分の1以上を占めているなど、農林漁業者の経営状況等に照らして当該事業活動に相当程度取り組む見込みであること。

オ 特定環境負荷低減事業活動に伴う労働負荷又は生産コストの増大への対処、農林水産物の付加価値の向上等、農林漁業の所得の維持又は向上を図り、経営の持続性の確保に努めていること。

カ 導入する設備等が、目標及び特定環境負荷低減事業活動の内容と整合のとれた種類及び規模となっていること。

キ 特定環境負荷低減事業活動を実施するために必要な資金の額が設定されており、また、その調達方法が適切であること。

ク 人員、経営状況などの事業者の体制や役割分担、関係者との連携状況等からみて特定環境負荷低減事業活動が確実に実施できるものとなっていること。また、自らの事業活動の実施状況及び成果を確実に把握し、評価するための体制が整備されていること。

ケ 特定環境負荷低減事業活動の実施により低減が見込まれる環境負荷以外の種類の環境負荷を著しく増大させるなど、認定にふさわしくない特段の事情がないこと。

コ 法第23条から第30条までの特例、法及び租税特別措置法に基づく課税の特例のいずれかの措置を活用する場合にあっては、それぞれの措置の適用条件を満たしていること。

サ 法第23条から第27条までの特例、法及び租税特別措置法に基づく課税の特例のいずれかの措置を活用する場合は、技術内容の追加・変更等により、環境負荷低減事業活動に取り組む面積の拡大を図る等の目標が設定されていること。

## 2 事業活動ごとの具体的な内容（基本計画に定められた内容）及び審査の基準

### (1) 国際水準以上の有機農業の推進の取組を行う事業活動（1号活動）

#### ア おかやま有機無農薬農産物

有機JAS規格（植付け前等2年以上の使用禁止資材を不使用、使用禁止資材の飛来防止措置の実施等）を満たした上で、化学肥料や農薬（天敵を除く）を一切使用しないこと。

#### イ 国際水準以上の有機農業

有機JAS規格を満たしていること。

### (2) 土づくり、化学肥料、化学農薬の使用削減の取組を一体的に行う事業活動（1号活動）

実施計画が「持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」（平成12年3月1日農営第721号、以下「導入指針」という。）に照らして適切なものであること。

具体的には、導入しようとする生産方式が、導入指針の別表で示した作物別・地域別の持続性の高い農業生産方式の内容に合致していることを要件とするが、有機資材施用技術、化学肥料低減技術、化学農薬低減技術の3つの区分に記載された技術からそれぞれ1つ以上の技術が実施されること。

### (3) 温室効果ガスの排出量の削減に資する事業活動（2号活動）

温室効果ガスの排出量の削減のため、以下の技術に取り組んでいること。

#### ア 水田における取組

水田の長期中干しや、収穫後（秋季）の耕うんの実施等の取組、農業機械の省エネルギー化、電動化の取組等

取組技術	取組の概要・効果	備考（技術導入時の留意点、詳細情報等）
水田の長期中干し	<ul style="list-style-type: none"> <li>中干し期間を慣行よりも1週間程度延長し、水田土壌内のメタン生成菌の活動を抑制することにより、メタン排出量を削減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「水田メタン発生抑制のための新たな水管理技術マニュアル」（農研機構）を参照すること。</li> <li>過度な中干し延長により収量減の可能性があるため、水田の状態や稲の生育状況を踏まえて適切な範囲で実施すること。</li> <li>水生生物や水田生態系への影響を考慮し、その実施時期に留意すること。</li> </ul>
収穫後（秋季）の耕うんの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>主作物（水稻）の収穫後（秋季）の耕うんを実施し、翌春に水稻の作付（湛水）を行うこと。</li> </ul>	
農業機械の省エネルギー化、電動化	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動操舵装置を備えたトラクター等の利用による燃料使用量を削減</li> <li>バイオディーゼル燃料の利用等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「農業機械の省エネ利用マニュアル平成27年度版」（日本農業機械化協会 編）</li> </ul>

#### イ 畑における取組

農業機械の省エネルギー化、電動化の取組等

取組技術	取組の概要・効果	備考（技術導入時の留意点、詳細情報等）
農業機械の省エネルギー化、電動化	<ul style="list-style-type: none"> <li>畑作用機械等での燃料使用量を削減</li> <li>バイオディーゼル燃料の利用等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「農業機械の省エネ利用マニュアル平成27年度版」（日本農業機械化協会 編）</li> </ul>

ウ 施設園芸における取組

既存加温機と比較して燃油使用量削減効果の高い加温機への変更や、施設内における保温性向上に資する取組、施設内の暖房効率向上の取組等

取組技術	取組の概要・効果	備考（技術導入時の留意点、詳細情報等）
燃油使用量削減効果の高い加温機への変更、施設内における保温性向上に資する取組、施設内の暖房効率向上の取組等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヒートポンプ等の利用</li> <li>・内張・外張の多層化や、保温性の高い被覆資材の利用による温室の保温性向上</li> <li>・温度ムラの改善や変温管理の実施、作物の局所加温技術の導入</li> <li>・廃熱や廃CO<sub>2</sub>の回収・利用等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「施設園芸省エネルギー生産管理マニュアル」（農林水産省生産局長通知）を参照すること。</li> <li>・このほか、「施設園芸省エネ生産管理チェックシート」（農林水産省農産局長通知）に基づき、省エネ暖房の基本的な項目（燃油暖房機器のメンテナンス、外張被覆・内張カーテンの点検等）の実践すること。</li> </ul>

エ 家畜排せつ物の管理方法の取組

好気的な発酵を促すための強制発酵方式の取組、堆積発酵における切り返し頻度の変更、エアレーションの取組等

取組技術	取組の概要・効果	備考（技術導入時の留意点、詳細情報等）
家畜排せつ物管理方法の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家畜排せつ物の好気性発酵を促すため、堆積発酵から強制発酵への転換など、より排出係数の小さい処理方法に転換することにより、嫌気条件下で発生するメタン及び一酸化二窒素の発生を抑制。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・詳細はJ-クレジット制度の方法論を参照すること</li> </ul>

## オ 放牧の取組

### 適正な頭数規模での放牧の取組

取組技術	取組の概要・効果	備考（技術導入時の留意点、詳細情報等）
放牧の実施	<ul style="list-style-type: none"><li>・放牧地でのふん尿の分解により、堆肥堆積と比べて、嫌気条件下で発生するメタン及び一酸化二窒素の発生を抑制。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・適正な頭数規模で、放牧に取り組むこと。</li><li>・放牧に関する情報は、農林水産省 Web サイト「放牧の部屋（<a href="https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/shiryo/houboku/houboku.html">https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/shiryo/houboku/houboku.html</a>）」を参照すること。</li><li>・環境負荷軽減型持続的生産支援事業（エコ畜事業）では、放牧期間は1頭当たり90～120日以上が要件。</li></ul>

## カ 給与飼料における取組

### アミノ酸バランス改善飼料や脂肪酸カルシウム給与の取組等

取組技術	取組の概要・効果	備考（技術導入時の留意点、詳細情報等）
アミノ酸バランス改善飼料の給餌	<ul style="list-style-type: none"><li>・乳用牛・肉用牛・肥育豚・ブロイラーの飼養において、通常の慣用飼料に代えて、粗タンパク質(CP)の含有率が低い「アミノ酸バランス改善飼料」を給餌することにより、排せつ物管理に伴う一酸化二窒素の排出を抑制。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・詳細はJ-クレジット制度の方法論を参照すること。</li></ul>

## キ 林業における取組

林業における省エネ機器の導入及び木質バイオマスの再生可能エネルギーとしての活用促進（法第19条第3項等の措置）による燃油使用量削減の取組

取組技術	取組の概要・効果	備考（技術導入時の留意点、詳細情報等）
林業における省エネルギー化の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネルギー型高性能林業機械等の導入により、燃油使用量を削減。</li> <li>・ヒートポンプや木質バイオマス暖房機の導入、保温性の高い被覆資材の利用等により、燃油使用量を削減。</li> </ul>	

#### ク 漁業における取組

省エネ型の漁船用エンジン導入等による燃油使用量削減の取組等

取組技術	取組の概要・効果	備考（技術導入時の留意点、詳細情報等）
省エネルギー型の漁船用エンジン導入等による燃油使用量削減の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネルギー型の漁船用エンジン（船内機・船外機）等の省エネルギー機器設備の導入により、燃油使用量を削減。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・沿岸漁業改善資金のうち、「燃油消費節減機器等設置資金」の対象となる機器等を参考とすること。</li> </ul>

#### (4) その他の環境負荷低減に資する事業活動（3号活動）

その他、規則第1条第1項の農林漁業に由来する環境への負荷の低減に相当程度資するものとして農林水産大臣が定める事業活動について推進する。

区分	取組技術	取組の概要・効果	備考（技術導入時の留意点、詳細情報等）
第1号	水耕栽培における化学肥料・化学農薬の使用低減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境制御装置の導入や健全な種苗の使用等により、化学肥料・化学農薬の使用を低減。</li> </ul>	
第2号	環境負荷低減型飼料の給与	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の慣用飼料に代えて、粗タンパク質（CP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飼料安全法に基づく飼料の公定規格として定められている「環境負荷低減型配合</li> </ul>

		<p>の含有率が低い飼料（環境負荷低減型配合飼料、アミノ酸バランス改善飼料）を給餌することにより、家畜ふん尿中の窒素排出量を低減。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 通常の慣用飼料に代えて、環境負荷低減型配合飼料やフィターゼ添加飼料を給餌することにより、家畜ふん尿中のリン排出量を低減。</li> </ul>	<p>飼料」を参考とすること。</p>
第3号	バイオ炭の農地施用	<ul style="list-style-type: none"> <li>• もみ殻や果樹剪定枝、木竹等を原料とする「バイオ炭」を農地土壤に施用することにより、本来であれば排出される二酸化炭素を、炭素として農地土壤に貯留。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 詳細は、J-クレジット制度の方法論を参照すること。</li> <li>• 「バイオ炭の施用量上限の目安について」を踏まえ、過剰な施用により作物の生育に悪影響が生じないように留意すること。</li> </ul>
第4号1	生分解性マルチの利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 作物収穫後に土壤中にすき込むことで、微生物によって分解され、廃プラスチックの排出を抑制。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 「生分解性マルチの活用事例」（農林水産省生産局作成）を参照すること。</li> <li>• 強風による飛散や河川等への流出に留意し、土壤中にしっかりとすき込むこと。</li> </ul>
第4号2	プラスチック被覆肥料の代替技術の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 以下の取組等により、プラスチック被覆肥料の被覆殻の流出を抑制。</li> <li>• プラスチックを使用しない緩効性肥料やペースト肥料への切替え・浅水代かき、</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 「プラスチックと賢く付き合うための農業生産現場での取組」（農林水産省ホームページ）を参考とすること。</li> </ul>

		排水口ネットの設置等の流出防止対策の実施	
第5号	化学肥料・化学農薬の低減の取組と組み合わせた冬期湛水管理の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冬期湛水により、非作付期における水生動物の生息場所を確保し、生物多様性の保全に貢献。</li> <li>・土壌診断を踏まえた適正施肥や、総合防除の実践等を通じて化学肥料・化学農薬の使用を低減。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保全型農業直接支払交付金における「地域特認取組」を参考とすること。</li> </ul>